

# 脱炭素成長型経済構造移行推進機構の保有する 個人情報の開示実施方法及び開示請求手数料等に関する規程

令和6年11月20日

令和6年規程第30号

## (目的)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第87条及び第89条の規定に基づき、脱炭素成長型経済構造移行推進機構（以下「機構」という。）における保有個人情報の開示の実施の方法及び開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）その他同法の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (文書又は図画の開示の方法)

第2条 文書又は図画は、当該文書又は図画を閲覧または写しの交付により開示することとする。ただし、法第87条第1項のただし書の規定が適用される場合にあつては、当該文書又は図画を複写機により日本工業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものを閲覧することとする。

## (文書又は図画の写しの交付の方法)

第3条 法第87条第1項の規定による文書又は図画の写しの交付の方法は、次に掲げる方法（第2号に掲げる方法にあつては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、機構が保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。）とする。

- 一 当該文書又は図画を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものの交付
- 二 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次条第3号において同じ。）に複写したものの交付

## (電磁的記録の開示の実施の方法)

第4条 電磁的記録について、法第87条第1項の規定に基づき機構が定める方法は、それぞれ次に掲げる方法とする。

- 一 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
- 二 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付
- 三 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

## (手数料)

第5条 保有個人情報の開示に係る手数料の額は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書1件につき1,200円とする。

2 開示請求をする者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の文書を1件の文書とみなす。

一 一の法人文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書（保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）の集合物をいう。）にまとめられた複数の法人文書

二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

（手数料の納付）

第6条 開示請求手数料又は開示実施手数料は、次の各号のいずれかに掲げる方法により納付しなければならない。

一 現金

二 現金書留

三 定額小為替証書

2 保有個人情報の開示を受ける者は、開示実施手数料の他、送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において当該送付料は、郵便切手又は現金で納付しなければならない。

（手続様式）

第7条 法の規定に基づき開示請求、訂正請求又は利用停止請求をしようとする者又は開示の請求の実施方法を申し出ようとする者は、別に定める様式を利用し、機構に対して提出することができる。

附 則

この規程は、令和6年11月22日から施行する。